



琉球大学

University of the Ryukyus

Title	2. 浦添市の地域自治組織
Author(s)	比嘉, 俊雄
Citation	地域自治組織の現状と課題 - 調べてみて、こんなに独特 いろいろ創意工夫、沖縄の自治会 -: 46-54
Issue Date	2010-02-05
URL	http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/25757
Rights	

琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



2. 浦添市の地域自治組織

全体要約

浦添市における地域自治組織の特徴としては、大字名の字自治会と人口の急激な増加に伴い結成された新興自治会に区分することができる。

浦添市は地理的立地条件、社会資本の整備等から市外、県外からの移住者が多い。今でも、人口増加率は低くなったとはいえ、年々人口は増加している。特に、年齢構成でも平均年齢が37,8歳と若いまちである。出生率も高く社会増より自然増による人口増加の傾向である。

こうした人口増加に伴い、自治会結成も当初の19自治会から今では40自治会と2倍強の結成である。しかし、近年、自治会加入率の低下が言われて久しい。都市地区における自治会加入率の低下は喫緊の課題である。

序説

1) 浦添市の地域自治組織経緯と概況

浦添市は従前純農村地域であった。村から市へ昇格した1970年(昭和45年)の前後から行政による土地区画整理事業や街路事業等社会資本の整備、県や不動産事業所等による大型賃貸住宅の建設や宅地開発等が進められ、急激に人口が増加した。

それに伴い、自治会は、従来の字自治会のみでは擁しきれず、新たな自治会が結成された。人の流動が激しい地域で従来の字自治会がどのように会活動を持続し、及び新興自治会がどのように結成され運営されているか、自治会を調査した。

2) 浦添市行政と地域自治組織との関係

浦添市では、当初は字別で行政区が設定され、新興住宅地ではその都度、自治会設立時に行政区の指定が行われ、さらに1984年(昭和59年)8月1日から「区域の分離設定基準に関する取扱要領」により地域住民からの意見を尊重した行政区の設定がなされている。行政区には、一つの自治会が組織される。現在は40の行政区に40の自治会がある。

役所と自治会との協議の場は特になく、随時、2,3の行政区合同の地域行政懇談会は開催されている。なお、各自治会からの陳情や要請等は、独自又は関係する自治会で行政に対しに行う。

役所内での自治会担当課は市民部市民生活課である。

次に、浦添市における自治会に関係する主な制度は、次の通りである。

(1) 浦添市自治会区域及び事務連絡区域の分離設定に関すること

①設定 浦添市自治会区域及び事務連絡区域の分離設定基準に関する取り扱い要領

1984年（昭和59年）8月1日施行

- ②基準 地域の人口がおおむね1,000人(約300世帯)以上、及びその他
- ③申請 既存区域からの申請
- ④現状 40行政区域、40人の事務連絡員（40自治会）

(2) 浦添市事務連絡員制度

- ①根拠 浦添市事務連絡等委託規程
- ②配置 行政区ごとに1名
- ③資格 各行政区域内の自治会の自治会長、又は当該地域から市長が適当と認める者と委託契約の締結、自治会長が大部分である。
- ④委託期間 1年以内(会計年度の範囲)
- ⑤事務 担当行政区（自治会加入未加入を問わない。）
市広報等市からの文書の配布
市民に対する周知事項の連絡
市等依頼の募金活動等その他市が必要と認めた事務
- ⑥会議 毎週1回(原則水曜日)定例日。
- ⑦委託料 基本額 月額
人口割 月額1人につき23円(前年度の10月末現在)
新規加入割 1世帯につき2,000円(当該年度の自治会加入世帯の増減数)

(3) 行政運営補助金

- ①補助金 各自治会に対し自治会運営費の一部を補助
- ②基準
 - ・均等割 183,000円
 - ・人口割 1人当たり23円(当該自治会の行政区域の人口)
 - ・防犯等電気料(年額)
 - 蛍光灯 1基当たり(40W)の80%
 - 水銀灯 1基当たり(60W)の80%
 - ・電話料 年額31,200円
 - ・コミュニティ活動費 年額40,000円

(4) 浦添市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する事項

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受け、代表者等のに係る印鑑(認可地縁団体印鑑)の登録及び証明を受けることができる。(法第260条の2)

- (5) 自治会事務所建設補助金交付規程
 - (6) 自治会事務所等賃借料補助金交付要綱
 - (7) 放送施設設置補助金交付規程
 - (8) 防犯等設置補助金交付規程
- 等が主な制度である。

1 節 浅野浦自治会

1) 調査方法

調査日時 2009年11月26日(金) 15:00~16:00
調査場所 浅野浦公民館
調査対象者 友利 明夫 自治会長
調査員 比嘉 俊雄

2) どのような歴史的経緯で現在の組織となったか

当該地域は市の中央部に位置し、田畑や山林であったが、土地区画整理事業により整備された地域で、整備後、住宅が立ち並び、急激に人口は増加した。人々は新しく他地域から入ってきた寄り合い世帯で隣近所の付き合いも薄く、地域の連帯もないままであった。そのため、地域に住む有志の方々の努力により1975年(昭和50年)に隣組会が結成され、それが発展的に解消し、1976年(昭和51年)に自治会が設立された。

当時は、自治会事務所もなく賃貸建物を間借りして活動を行っていた。その後、公民館建設委員会が設立され、検討した結果、会員への分担金の設定、区民への寄付協力願い、不足額の金融機関からの借り入れと建設資金の工面により、1985年(昭和60年)には、土地の購入、建設となった。建設にあたって、自治会の努力と熱意が行政を動かし、従来まで建設にしか補助していなかった補助金を土地購入にも適用できるよう市の条例改正まで進展した。(浅野浦自治会創立15周年記念誌)

現在、当公民館の立替が計画され、「公民館建設委員会」を立ち上げ、2010年度(平成22年度)には再築する予定である。再築資金の自治会負担分も会員の協力を得、積立し、会員の結束力は大きい。

当自治会は、従来の伝統や文化でつながった地域でなく子供たちの健全育成、地域連携の構築を中心とした自発的に自治会が結成され、そのいきさつから会員の意識は高く、各世代間、会員同士の交流も盛んである。

3) どのような仕事をしているのか(相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情)

①共通行事

- ・親睦行事 盆踊りの夕べ、敬老会、健康づくり歩け歩け大会、班対抗グランドゴルフ大会
- ・環境整備 自治会内一斉清掃、草花植栽作業(年2回)、
- ・安全確保 防犯等の維持管理(随時)、
- ・広報公聴 行政よりの各種広報物の配布・掲示、地域行政懇談会(随時)、放送による広報、広報紙の月1回の発行
- ・文化行事 自治会公民館講座(年3回)、文化作品展示会、てだこ祭り参加
- ・資金造成 公民館再築資金造成(ボウリング大会、バザーの開催等)

②各部活動

当自治会には、総務部、文化部、体育部、環境整備部、青少年健全育成部（子供会）、婦人部、青年部及び永寿部（老人会）の8部があり、各部とも自治会共通の行事を担うほか、主体的に独自の行事も計画し実施している。婦人部の交通安全指導、廃油で石鹸作りや独自の文化講座、文化部での文化作品展示会や新春囲碁大会、青少年健全育成部の6月からの「算数クラブ浦城っ子」の周年1回の実施、等々である。

さらに子ども会や婦人会、永寿会（老人会）、青年会が組織され活動している。しかし、会員がやや固定化され、青年層の活動や少子化に伴う子供会活動が従前より停滞している。行政区の人口は増加しているが、その対策が必要である、とのこと。

③共有財産の管理

当自治会は、「認可地縁団体」の認証を受けており、共有財産の管理を行っている。

4) どのようにするべきことが決定されているのか(合意形成手続と仕組み)

行事及び予算は、会長及び副会長及び各専門部（各2人）で構成する「執行部会」で審議し、さらに、執行部会に各班班長を加えた「評議員会」での審議を経て、総会での審議・承認。

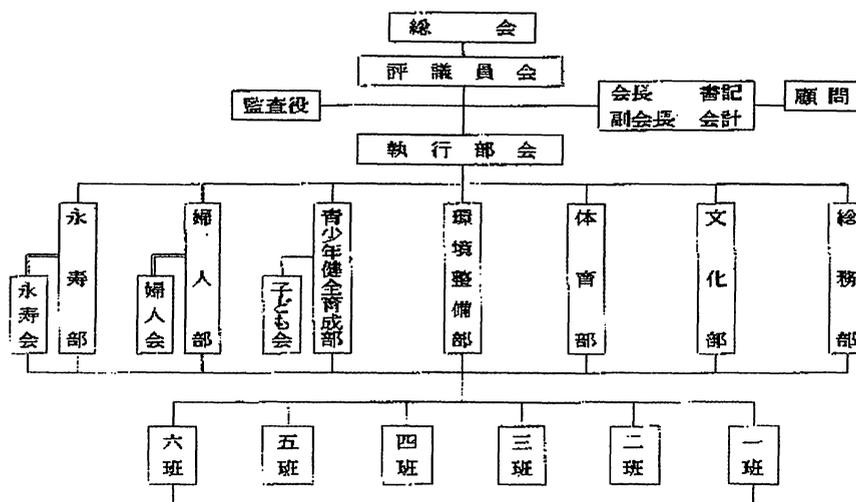
(自治会長 → 執行部会 → 評議員会 → 総会)

①各機関

- ・執行部会 毎月第2木曜日開催、員数18名
会長、副会長、書記、会計、各専門部正副部長で構成
主に評議委員会での話し合い事項の原案作り、実施された各行事や活動の反省、検討等広範囲の事項の執行、
- ・評議員会 毎月20日開催 員数38名
会長、副会長、書記、会計、各正副班長、各専門部正副部長
事業計画、予算・決算等総会に諮る議案の審議、事業の執行。
班長は、会費を徴収し評議員会の日に会計に納入する
- ・総会 毎年4月開催、予算・決算、行事計画等の決定。全会員が対象

1. 自治会の組織

浅野浦自治会組織図



5) どのように実施されているのか(実施体制と手順)

各行事等の実施は、執行部会において、自治会長を中心に、各行事ごとに各担当専門部が合同で、又は、単独で実施方法等を説明、協議し、評議員会において決定し、班長、会員の協力を得て実施している。また、各部とも主体的に独自の行事を計画し実施している。執行部会及び評議員会は行事計画等を策定する機関であると同時に行事の実施機関でもある。

なお、行事の実施にあたっては毎月1回発行の広報等でお知らせし、その上、直接班長が会員に対し声かけをしている。各班では、毎年、班長と副班長を輪番で選出し、班運営に当たり、自治会の毎月の評議委員会に参加し、各種行事運営の重要な推進役である。

班 長 10班あり、各班より2名～3名選出。任期1年

連絡事項の周知、各種広報物等の配布、会費や募金の徴収、行事等の補助及び行事等への参加呼びかけなど。

執行部 会 長 任期2年、選挙による選出

副 会 長 総会の承認を得て、会長が任命。任期1年

書 記 同上

会 計 同上

会計監査員 総会で選出

6) どこから活動資金を得ているのか(会費、試算、補助金、区長手当)

①主な収入

・自治会費 月額1,000円/一世帯あたり 64,85%

(議決権のない任意加入の区民費(月500円)がある)

・補助金 0%

・行政運営補助金 行政区内人口割,防犯灯,電話料等 11,67%

②主な支出

・事務所費 役員手当や光熱水費、維持管理費等 60,89%

・事業費 作品展示会や敬老会、盆踊大会費等 26,16%

・積立金 公民館建設積立金 2,0%

③自治会長手当としては行政からの補助はない。

◆会員以外への負担金のあり方検討中

当自治会行政区域は、マンションや賃貸アパートが多く、自治会未加入世帯が多い。自治会が負担している防犯等々の維持管理に要する経費等を共益費として負担させることができないか検討している。

7) メンバーシップ(加入資格、義務と権利、会員数、加入率)

・加入資格 行政区内に住み住民登録した者で、届出により会員となる

会 員 自治会内に居住する者

区民費 自治会外に居住し、任意に希望した者

議決権なしで、会費はつき 500 円

・義務と権利 会員は議決権有り

・会員数 300 世帯 ・加入率 27,0% (指定された行政区には約 1,900 世帯)

8) 自治組織の法的な位置づけは、何か(任意団体、自治法上の法人、その他法律上の法人)

・地方自治法上の「認可地縁団体」であり、法人格を有する組織となっている。

9) まとめ

浅野浦自治会は、土地区画整理事業により整備された地域で、徐々に住民が移住し居を構え、生活していく中で結成された新興の自治会である。子を持つ親たち、教育関係者等有志がその役割を担った。「自治会の運営は有機的に機能する組織運営が必要であり、常に民主的なルールでの会運営でなければならない。」とし、発足当初から会則や組織の整備がなされ、部会も 8 部会有り、部会を中心に各種活動が展開された。特に、各役員が多く、それぞれの役割を担い、会員全体で自治会活動が運営されている。行政の補助を得て公民館の立替建設が計画され、建設費用の自治会負担分も会員上げての取り組みとなっている。

行政区内の人口は年々増加しているが自治会会員の子供たちの減少や青年会が休部状態にあり、行事のあり方に変化が求められているという。これまでは会員総出で参加できた区民運動会や市の「てだこまつり」での自治会単位行事があったが、今では実施が困難又は行事の変更により、会員総出の世代を超えた活動が少なくなった、とのこと。

なお、当自治会は主に会費で運営されており、公民館の再築に伴う管理費等が増えることが予想され、防犯等の維持管理からも独自財源の確保が課題である。

これからは、より自治会活性化のためにも会員のニーズにあった行事の創意工夫、会未加入者が多いアパート・マンションの住人に対する方策が課題という。

2 節 小湾自治会

1) 調査方法

調査日時 2009 年 (平成 21 年) 11 月 20 日 (金) 10:00~11:00

調査場所 小湾自治会館

調査対象者 玉城 英吉 自治会長

調査員 比嘉 俊雄

2) どのような歴史的経緯で現在の組織となったか

時の字仲間収容所から現在の地に移住し、自治会が形成された。移住当初は、山や畑であり、住民の共同作業で倶楽部（集会所）の建設、飲料水用井戸、字内道路等の共用施設が整備された。各自の家屋も輪番制で共同作業により建設され、字誌によると一軒の建築に数を二日と決めて作業に当たったとのこと。

移住当初は自治会員は旧住民のみで、会加入が制限されていた。時代の進展と共に新住民も増加しことから、歴史的な旧部落の成り立ちから、現郷友会が分離・組織され、現在の自治会組織となった。

自治会の施設名称も、移住当初の「村屋（ムラヤー）」から、次に「区事務所」となり、現在では「自治会館」となっている。

3) どのような仕事をしているのか(相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情)

①共通行事

- ・ 伝統祭事 アギバーリーミチジュネー、ウマチー、御願ブトゥチャー、初拝ん
- ・ 親睦行事 盆踊り大会、敬老会、健康づくり歩け歩け大会
- ・ 環境整備 自治会内一斉清掃、花の苗植え付け作業(年2回)、樹木の剪定作業
- ・ 慰霊祭 毎年6月23日実施
- ・ 産業振興 産業展示会即売会
- ・ 安全確保 防犯等の設置及び維持管理、カーブミラーの設置要請、危険箇所の調査点検及び行政への要請
- ・ 広報公聴 行政よりの各種広報物の配布・掲示、地域行政懇談会、放送による広報、本会広報紙の月1回の発行

◆伝統行事について

伝統行事について、自治会と郷友会の共同により保存会を結成、両会で保存活動を行っている。

今年から、自治会の親睦を深める行事として「旗頭」を創設し、両会で取り組んでいる。

②自治会内各種団体の活動

自治会内には、老人会、婦人会、子供会育成会、OB会、蔬菜組合の団体があり、それぞれが自治会からの助成の下、活動している

4) どのようにすべきことが決定されているのか(合意形成手続と仕組み)

行事及び予算は、自治会の役員会に予算作成員会(自治会長含む。)を設置し自治会長が、その案を役員会での審議を経て、総会での審議・承認となる。

(自治会長 → 予算作成員会 → 役員会 → 総会)

①機関

総 会 毎年4月開催、対象は全会員

役員会 各班より1名選出

任 務 総会への提出議案の審議、総会決定事項の執行等

役員会 毎月1回開催

(役員会には、行事の実施で各種団体の協力が必要なことから老人会、婦人会、子供会育成会、OB会、蔬菜組合の各団体から各一名がオブザーバー参加。)

5) どのように実施されているのか(実施体制と手順)

自治会長を中心に、そのつど班長、役員、各団体が手助けをする。

班長 各班より1名選出。連絡事項の周知、各種広報物等の配布、会費や募金の徴収、行事等の補助

執行部 会長 任期2年、選挙による選出

書記 会長が推薦し、役員会の承認を得る

会計 会長が推薦し、役員会の承認を得る

会計監査員 会長が推薦し、役員会の承認を得る

上記の組織体制から、会長への負担が大きく、組織の見直しが課題である。

6) どこから活動資金を得ているのか(会費、試算、補助金、区長手当)

①主な収入

・自治会費	月額700円/一世帯あたり	22.97%
・補助金*		58.20%
・行政運営補助金	行政区内人口割, 防犯灯, 電話料等	6.20%
・使用料	自治会館使用料, 郷友会光熱水費等	5.20%

②主な支出

・事務所費	役員手当や光熱水費、維持管理費等	66.61%
・事業費	産業展示会や敬老会、盆踊大会費等	11.64%
・助成金	老人会や婦人会、子供会等各種団体	16.29%

③自治会長手当としては行政からの補助はない。

*戦前の字在住者等から成る「小湾郷友会」からの助成金

7) メンバーシップ(加入資格、義務と権利、会員数、加入率)

・加入資格 行政区内に住み住民登録した者で、届出により会員となる

・義務と権利(会則第7条及び会則第8条)

義務 会則及び機関の決定を遵守すること

・自治会費の納入

・役員に選出された場合、役職を忠実に遂行し、故意に辞任しないこと。

権利 本会の選挙権、被選挙権の取得

・自己に不利益な決議をしようとするあらゆる会議出席し、意見申述の権利。

・会での平等な取り扱いを受ける権利

・会員数 255世帯 加入率 15.9%(指定された行政区には約1.600世帯)

8) 自治組織の法的な位置づけは、何か(任意団体、自治法上の法人、その他法律上の法人)

- ・任意団体である。

9) まとめ

小湾自治会は、移住し再建された字自治会である。当初は属人的自治組織であったが、現郷友会が分離し、現在は地縁自治組織となり自治会への加入は誰でも区内に居住していれば届出により会員となる。伝統的な行事は自治会及び郷友会で「保存会」を結成して共同で行っている。

結節

今回の調査結果から、行事のあり方について問われる。これまでは、会員総出の世代を網羅した行事があったが、こうした行事が社会状況や環境の変化等により実施できなくなってきた。これまでの行事がよかったにしても会員の構成、価値観の変化に対応できているかが問われる。特に、少子化の影響か自治会での子供たちの減少、青年参加者の減少が顕著に現れている。浦添市は年々人口は増加しているが、各自治会での自治会加入率は減少傾向である。市内には賃貸共同住宅や分譲マンション等が多く、自治会未加入者が多いという。変化に対応した魅力ある自治会づくりが求められている。